

# 控訴審第10回裁判のご報告

令和4年6月29日  
原発被害救済千葉県弁護団事務局

## 1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

### (1) 当弁護団が提出した主張書面や証拠

※当弁護団は、今回、主張書面や証拠を提出していません。

### (2) 一審被告東京電力が提出した主張書面や証拠

#### ★提出した主な証拠

文部科学省が作成した福島市の小中学校の空間線量率等が分かる資料、社団法人新日本スーパーマーケット協会作成「東日本大震災に伴うスーパー各社の状況」

※一審被告東京電力は、今回、主張書面を提出していません。

### (3) 一審被告国が提出した主張書面や証拠

#### ★第17準備書面

#### ○概要

- ① 低線量被ばく健康影響に関する木村氏の証言は、科学的根拠に基づかない独自の見解である。

原爆症認定の基準が100ミリシーベルト以下の低線量被ばくであっても健康影響が発生することを裏付けるものであるかのようにいう木村氏の証言は、誤りである。

ICRPが線量・線量率効果係数として2を採用した理由に関する木村氏の証言及び木村氏意見書は、独自の見解に基づくものというほかない。

福島県「県民健康調査」における甲状腺がんの発生原因の多くが本件事故に由来しているとする木村氏の証言は、合理的理由に欠ける。木村氏は、甲状腺がんの診断の困難さに関する理解が不十分なまま、検査結果を一方的な視点から解釈するにすぎない。

- ② 木村氏は、年間20ミリシーベルトという一審被告国の避難指示解除の基準が採用された根拠を正解していない。

- ③ 木村氏の証言等をもって、本件事故直後の津島地区の空間線量率を認定することはできず、これをもって同地区外の被ばく線量の参考とすることができる旨の一審原告らの主張には理由がない。

測定に用いたサーベイメータの針が振り切れたことを理由に、測定地点の空間線量率が毎時1ミリシーベルトを超えていた等と推測する木村氏の証言には合理的な根拠がない。

木村氏が測定した津島地区の空間放射線量率を基に、津島地区の住民がかなりの量の甲状腺被ばくをしたとする木村氏の証言は、測定結果に基づいて甲状腺の被ばく線量を評価している他の研究結果を考慮することなく、独自の見解に基づき推測したものであり、その信用性は乏しい。現に、床次眞司教授らの研究グループは、津島地区の住民を含む浪江町の住民の放射性ヨウ素による甲状腺の被ばく線量を、実際に測定した結果に基づいて推定している。木村氏は、

これらの測定結果を全く踏まえなかった。

**★提出した主な証拠**

福島県の原発事故によってもたらされた避難者に対する放射性ヨウ素(I-131)摂取による甲状腺等価線量(床次眞司弘前大学教授ら調査), 第6回福島県「県民健康管理調査」検討委員会次第等

**2 一審原告の方の尋問**

**3 今後の裁判の日程**

第11回口頭弁論期日

令和4年9月28日(水)14時30分

以 上